

横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 27 日 道建第 4734 号（局長決裁）
改正 平成 25 年 4 月 1 日 道企第 186 号（局長決裁）
最近改正 令和 5 年 3 月 13 日 道企第 1440 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号)第 4 条の規定に基づき、横浜市道路高架下等利用計画検討会（以下「検討会」という。）の組織、運営その他検討会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する検討会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- （1）高架下等利用計画を策定すべき適地であるか審議すること。
- （2）高架下等利用計画に定める事項について審議すること。
- （3）高架下等の利用者の選定にあたって、高架下等利用計画に適合しているか審査すること。
- （4）占用を希望する者から提出された利用用途等に係る提案書を審査すること。

（委員）

第 3 条 委員は、まちづくりや賑わい創出などに関して学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、公正、公平に職務を行わなくてはならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、第 2 条第 4 号の提案に関与してはならない。また、委員が提案に関与したことが判明したときは、検討会は委員が関与した提案を審査の対象外とする。
- 3 委員は、審議及び審査の過程において知り得た情報を漏らさないように努めるものとする。

（会長）

第 5 条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 会長の職務を代理する者が、会長の職務を代理したときは、会長と同額の報酬とする。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、検討会の会議の議長となる。
- 3 検討会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合、会長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、出席した全委員の承諾を必要とする。
- 3 会長は、会議を非公開とするときは、その旨を宣告するものとする。
- 4 会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、検討会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 関係者は、検討会を通じて知り得た情報を漏らさないように努めるものとする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、道路局計画調整部事業推進課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(横浜市道路局高架下等利用計画検討会設置及び運営に関する要綱の廃止)
- 2 横浜市道路局高架下等利用計画検討会設置及び運営に関する要綱（平成22年9月8日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初の検討会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。